

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

治國政務記



經濟學部
新刊
3
120



38421

治承改勢范

一 園分令公公平泊泊沖料私願
沖初定其初判園分沖料
分去右園分人里祇當支配分
祇當初判也

一 園分私願分有社其初判但

実妙のちのち年仕の支那の右の
一、家門の江戸丹波播磨のちのち大坂の
ちのち清の右のちのち金、掛のちの
年仕のちのち初判のち

一、西の支那のちのち金、江戸の
年仕のちのち支那のちのち支那のち

掛のちのち又、江戸のちのち初判のちのち
西のちのち江戸のちのち掛のちのち一、
東のちのち江戸のちのち江戸のちのち
江戸のちのち江戸のちのち江戸のちのち
江戸のちのち江戸のちのち江戸のちのち
江戸のちのち江戸のちのち江戸のちのち

江戸のちのち

一 地隔遠又云一 地隔之百計又云地之

一、材料之整理及分配

一 御料所、百姓と別、支配人、
 少く御座るを成、或は御料所、
 再々御料所と爲、或は其の御料所
 支配人に將遠、振上商賣、支配人は
 其の御料所、御料所と爲、或は御料所、
 其の御料所、其の御料所、其の御料所、

櫻子齋

一 車水馬牛之類、況んや、おふくは、乃ち對邊之
 ち、らで、ハ、理、を、難、お、受、又、云、檢、使、を、お、受、
 又、方、明、の、成、を、難、お、受、
 又、方、明、の、成、を、難、お、受、
 又、方、明、の、成、を、難、お、受、
 又、方、明、の、成、を、難、お、受、

一 死馬拾馬小村墮く及此法を村入會

を所下

一 白石居村小と地元より入會場

一 入會が数十年前新開地として地元が

河原におく入會者も年貢と地元

村入會の地

一 地元よりいりやも入會の新開地

つむき

一 入會場より道多として入會

沈むる角

一 白石境よりいりやも地元と高柳村

有る白石

- 一 名田名、東野小地、（？）、（？）、（？）
- 一 伊勢、東、（？）、（？）、（？）
- 一 入倉、（？）、（？）、（？）、（？）
- 一 入倉、（？）、（？）、（？）、（？）
- 一 入倉、（？）、（？）、（？）、（？）
- 一 入倉、（？）、（？）、（？）、（？）
- 一 入倉、（？）、（？）、（？）、（？）

- 一 林場、（？）、（？）、（？）、（？）
- 一 別、（？）、（？）、（？）、（？）
- 一 別、（？）、（？）、（？）、（？）
- 一 別、（？）、（？）、（？）、（？）
- 一 別、（？）、（？）、（？）、（？）
- 一 別、（？）、（？）、（？）、（？）
- 一 別、（？）、（？）、（？）、（？）

一浦没水於首々々他村若浦更荒なり
いふも入倉の例多し

一浦没たき、居村若浦よりん更荒なり
一恥没水と沖荒哉と云ふ恥てぬ救没
一海境と分本と云ふ建例多しと云ふ
浪境網子場境

一運上恥、改を祇より沖ん云々
一関東前綴荒荒荒と云ふ
一と云ふと云ふと云ふと云ふ
一救荒と云ふと云ふと云ふ
一入海と云ふと云ふと云ふと云ふ
一と云ふ

田租禁海

一 市井中境口数年百餘圓其田租禁海
 一 市井中境口数年百餘圓其田租禁海
 一 市井中境口数年百餘圓其田租禁海
 一 市井中境口数年百餘圓其田租禁海
 一 市井中境口数年百餘圓其田租禁海

禁海、市井中境口数年百餘圓其田租禁海
 禁海、市井中境口数年百餘圓其田租禁海
 禁海、市井中境口数年百餘圓其田租禁海
 禁海、市井中境口数年百餘圓其田租禁海
 禁海、市井中境口数年百餘圓其田租禁海
 禁海、市井中境口数年百餘圓其田租禁海
 禁海、市井中境口数年百餘圓其田租禁海
 禁海、市井中境口数年百餘圓其田租禁海
 禁海、市井中境口数年百餘圓其田租禁海
 禁海、市井中境口数年百餘圓其田租禁海

全地也

一 田舎より大田舎まで、及少田舎を
限り、向う田舎地を大田舎地、無田
積地、

一 田舎地、大田舎地、及少田舎地、
田舎地、大田舎地、及少田舎地、

一 田舎地、大田舎地、及少田舎地、
田舎地、大田舎地、及少田舎地、
田舎地、大田舎地、及少田舎地、

一 田舎地、大田舎地、及少田舎地、
田舎地、大田舎地、及少田舎地、

一 田舎地、大田舎地、及少田舎地、

地先之爲也。其於地之爲也。新故之相變。其理也。

- 一 先地而後地。地之爲也。其理也。
- 一 地之爲也。其理也。
- 一 地之爲也。其理也。
- 一 地之爲也。其理也。

- 一 地之爲也。其理也。
- 一 地之爲也。其理也。
- 一 地之爲也。其理也。
- 一 地之爲也。其理也。

一 物成用水於屋上無之

一新田新墾乃及人之倉庫等々おろし
水取之

一 堤重なる隙地者より割之

一 用水引來流按之と云ふ事耳と云ふ
畠田等者より地口地元たと云ふ事

新親家用水引

流地用之

一 舟舳廣き流地凡そ濠地より舟下
より舟舳底記し之より右を濠地
と爲す名所設有金書を懸置き之より
一 小輪置目林場より瀬田より舟下

書月古水也且古本以代衆所裁許
書月或地顯則書月書月書月書月
書月書月又書地也書月書月書月
書月書月書月書月書月書月書月
書月書月書月書月書月書月書月
書月書月書月書月書月書月書月
書月書月書月書月書月書月書月

一書月古水也且古本以代衆所裁許
書月或地顯則書月書月書月書月
書月書月又書地也書月書月書月
書月書月書月書月書月書月書月
書月書月書月書月書月書月書月
書月書月書月書月書月書月書月
書月書月書月書月書月書月書月

一 他之水順書乃東瀛則沈氏伯之宗
 書皆為之而死此我之宗
 一 沈氏書亦有不死而為沈氏之宗
 沈氏於書之宗我之宗
 一 名所宗也沈氏之宗
 一 沈氏之宗我之宗

戶我之宗我之宗
 馬氏之宗我之宗

一 馬氏之宗我之宗
 一 人馬氏之宗我之宗
 一 馬氏之宗我之宗
 一 人馬氏之宗我之宗

一 馬池坊、但馬池坊、お對志坊、
 一 人馬池坊、お樓、馬池坊、
 一 法衣坊、お賣、お馬、お池、お、お、
 お、お、お、お、お、お、お、お、
 勿論
 一 高人、お賣、お池、お、お、お、

附馬池坊、
 一 刀馬池坊、お馬池坊、お、お、
 お、お、
 一 馬池坊、お、お、お、お、
 一 馬池坊、お、お、お、お、
 お、お、

一 漢書卷之四十四

一、故舊為新，為新為故。

虎御堂及跡辰中より中へ廻りて

押切、古例秘

一 中絶之市 豫北方之市也

一 新市之平本爲山但遠近之民之

一 市場主義の批判と新社会主義の信託

一、克服“小富即安”思想，开拓农村消费市场。

一 心定、性不執、天地順、萬物之靈、

印子運送物

一 馮馬面分勒劉君仁君台駐備役

夢

師我養子離別後行年久

一 父養子波源式於極座と実子とをり
りやも師を離る

一 父養子波源式をわく、血筋出者、つる
お漬

一 父死後波源式は家内におて、先妻を養

つる波源式を、前日、このお漬を

一 波源式を、母を養分、この波源式は

或母を養分、波源式は、由波源式を、

母を、波源式を、母を、波源式を、

と、波源式を、母を、波源式を、

一 市を、波源式を、波源式を、

一 源氏物語に西願言を記し、源氏の
 藩の遠州と云ふ法也。此のしるしも遠州
 北條城と有。今も智将七分の將と分
 ち、成田朝光も智将の爲に源氏
 出陣し、成田朝光も智将の爲に源氏
 出陣し、成田朝光も智将の爲に源氏

一 商人が東洋にありて親類の心を養ふ
 一 武士が東洋にありて親類の心を養ふ
 一 僧侶が東洋にありて親類の心を養ふ
 一 商人が東洋にありて親類の心を養ふ

乃為後世所誦也。公威曰

漢武曰

一 解書子離經之出也。男子之更方

之門也。公威曰。公威曰。公威曰。

一 吏死後。海家。出。女子。而。更。方。之。門。也。

乃為後世所誦也。公威曰。公威曰。公威曰。

一 吏。死。後。海。家。出。女子。而。更。方。之。門。也。

漢武曰

一 解書子。父。子。而。更。方。之。門。也。

乃為後世所誦也。公威曰。公威曰。公威曰。

漢武曰

一 解書子。父。子。而。更。方。之。門。也。

一 腰押と追放

一 腰押と追放

一 腰押と追放

一 腰押と追放

一 腰押と追放

一 腰押と追放

一 腰押と追放

一 腰押と追放

一 腰押と追放

一 腰押と追放

一 腰押と追放

一 腰押と追放

一 妻は、法外に物を束令おぼせしむる難別、
義あるまゝに心なす

一 仰ぐ女は、妻ある法外に難別におぼしむる
女を妻ある法外に難別におぼしむる

一 懐胎した難別、妻あるまゝに心なすしむる
しむる男子あるまゝに心なすしむる女子あるまゝに

方と云ふなり

一 妻は、親元を法外に難別におぼしむる
おぼしむる難別、妻あるまゝに心なすしむる
後しむる難別、妻あるまゝに心なすしむる
難別におぼしむる

一 難別におぼしむるしむる男子あるまゝに心なすしむる

たふ改るが御月先々より分
難と

一 離別し沈みたる女房親元より居る
おふと法道具なるもの四つ及び
更しおふ

一 先々離別しつたはるもの五つ

親元改るる女房より合はるる
おふと法道具なるもの四つ及び

一 右女房より離別するもの五つ
おふと法道具なるもの四つ及び
男房より合はるるもの五つ
おふと法道具なるもの四つ及び

西宮

一 右宮に爲人小科

一 女房は白紙に改め、新調の上着を着せ、之を
石塚に奉書し、親に送る

一 女房は産子産む之家に改め、之を
女に親元^に送還具^に送る

一 玉肌の湯着と云ふ又は、後方及或は

一 半子合、女房吏、腰紋、此は兵尾等^に

進入兵尾の年勤、物に云ふ所也

是又方^に白紙に古例

一 吏を腰紋と初め、此は物に及中女房

中又吏、此は兵尾の爲る古例

一 田雞^ニ性^ニ貞^ニくして下^ニも田雞^ニに改^メむ者^ノ子^ノ則^チ久^ク
 於^テ其^ノ上^ニ而^{シテ}田雞^ニに改^メむ者^ノ親^ノ於^テ其^ノ上^ニ而^{シテ}田雞^ニに
 一 欠^ク落^ク居^ル改^メ座^ニして久^ク幼^ク而^{シテ}居^ル者^ノ親^ノ於^テ其^ノ上^ニ而^{シテ}田雞^ニに
 一 於^テ其^ノ上^ニ而^{シテ}田雞^ニに改^メむ者^ノ親^ノ於^テ其^ノ上^ニ而^{シテ}田雞^ニに
 一 於^テ其^ノ上^ニ而^{シテ}田雞^ニに改^メむ者^ノ親^ノ於^テ其^ノ上^ニ而^{シテ}田雞^ニに

一 龍溪之回而爲此政高貴者矣
對上卷書有卷上正之通
一 及父姑養沈文公者家無要
公低上卷之

一 漢沈氏改取法書教為名地立

門智之象成在池之為源

雞旦子

一 神事佛事より後には事新報に
信正流物に風志をのふ文に此水達
信正流物に風志をのふ文に此水達

一 智羅旦乃改

一曰：好客，不飲客，無此，成敗，乃自難也。

[illegible]

一、谷之送玄有^二也^三。故其政象^四于^五為^六。

一 新強所之為強也

一 穀旦之沈文抑台多放於上之六碑

今も此の如く

一 穀田と石田とに於て本年穀と於
りては田田とて及ばず

一 女子は母の如く例に女子とて
高名は例に

一 田田と石田とに於て本年穀と於

田田と石田とに於て本年穀と於

一 田田と石田とに於て本年穀と於

一 田田と石田とに於て本年穀と於

一 田田と石田とに於て本年穀と於

一 田田と石田とに於て本年穀と於

一 田田と石田とに於て本年穀と於

一 寺に在りて名を祖殿と云ふ

一 寺に在りて名を祖殿と云ふ

一 寺に在りて名を祖殿と云ふ

一 寺に在りて名を祖殿と云ふ

一 寺に在りて名を祖殿と云ふ

一 寺に在りて名を祖殿と云ふ

一 寺に在りて名を祖殿と云ふ

一 寺に在りて名を祖殿と云ふ

一 寺に在りて名を祖殿と云ふ

一 寺に在りて名を祖殿と云ふ

一 寺に在りて名を祖殿と云ふ

質田福

一 初以市田租地爲代以爲令信也
信也

一 十年來之義永來學之信也
初以市田租地爲代以爲令信也
市之及人初以市田租地爲代以爲令信也
市之及人初以市田租地爲代以爲令信也

初以市田租地爲代以爲令信也
市之及人初以市田租地爲代以爲令信也

一 十年來之義永來學之信也
初以市田租地爲代以爲令信也
市之及人初以市田租地爲代以爲令信也
市之及人初以市田租地爲代以爲令信也

今之世も右類十の如きもの
其の月元又二已二月の年
初の頃地令より有合
沈文書公貨地は
北河公の如き

一 右類十の如きもの

今之世も右類十の如きもの

一 貨地は令より有合

一 小作地は令より有合

今之世も右類十の如きもの

今之世も右類十の如きもの

年教は小作人の如きもの

田代實元入る田代実元との田代法
道々蔵の渡り交るる渡り

一 質比滞り合ふ日限り合ふ合ふ合ふ合ふ
二十日限り合ふ合ふ合ふ合ふ合ふ合ふ
六十日限り合ふ合ふ合ふ合ふ合ふ合ふ
百日限り合ふ合ふ合ふ合ふ合ふ合ふ

二百六十日限り合ふ合ふ合ふ合ふ合ふ合ふ
七十日限り合ふ合ふ合ふ合ふ合ふ合ふ
一 渡り合ふ合ふ合ふ合ふ合ふ合ふ
小作合ふ合ふ合ふ合ふ合ふ合ふ

一 京原十に同奉ひ其質比滞り合ふ合ふ合ふ
唯一の合ふ合ふ合ふ合ふ合ふ合ふ

中村延

一 爲小水之沈文又之性而多飛之其
地之性也月之性也

一 名之如中又之性而多飛之其
地之性也月之性也

一 爲小水之沈文又之性而多飛之其

一 水帳之如中又之性而多飛之其

一 年之如中又之性而多飛之其

一 沈文之如中又之性而多飛之其

一 及之入局書於中又之性而多飛之其

一 貨之如中又之性而多飛之其

又志作自中入於政之志乃大我之病

一 名曰沈文亦以好於高公也

一 沈文亦以好於高公也

公藏上卷

一 沈文亦以好於高公也

一 沈文亦以好於高公也

沈文亦以好於高公也

沈文亦以好於高公也

一 沈文亦以好於高公也

沈文亦以好於高公也

沈文亦以好於高公也

一 沈文亦以好於高公也

一 簡而沈年學乃年久沈沒乃方對
之乃其意乃勅之源地乃其意
乃其意乃勅之源地

一 簡而沈文小水之溪書乃其意入
信令准乃其意一紙沈乃其意乃其意
乃其意乃其意乃其意乃其意

一 沈文年學乃其意乃其意乃其意
乃其意乃其意乃其意乃其意
乃其意乃其意乃其意乃其意

一 簡而沈文年學乃其意乃其意乃其意
乃其意乃其意乃其意乃其意
乃其意乃其意乃其意乃其意
乃其意乃其意乃其意乃其意

法金品質

- 一 金原十に年山前、法令出入金定
- 一 或土名法令日限、付在念法或地付
- 一 種、内別、領元、以、方、分、切、令、為、水、源
- 一 後、分、令、中、口、公、と、ら、た、及、水、注、古、例
- 一 米、子、法、令、出、金、と、家、事、も、形、故、在、

一 今も、米、子、受、方、口、に、為、り、と、及、水、注、
古、例

- 一 先、法、令、有、り、後、而、何、れ、好、中、を、福、願
- 一 今、も、中、間、有、り、故、入、元、と、後、何、れ、及
- 一 法、令、之、何、れ、米、子、法、令、が、法、令、古、例
- 一 法、令、米、書、入、令、と、別、而、公、と、と、別、せ、

利定之店、海方、月、國、書、記、者、
以下、形、事、之、記、者、

一、四人、百、海、金、月、方、海、金、月、方、
之、海、金、月、方、海、金、月、方、
之、海、金、月、方、海、金、月、方、
之、海、金、月、方、海、金、月、方、
之、海、金、月、方、海、金、月、方、

一、海、金、月、方、海、金、月、方、
之、海、金、月、方、海、金、月、方、
之、海、金、月、方、海、金、月、方、
之、海、金、月、方、海、金、月、方、
之、海、金、月、方、海、金、月、方、

一、海、金、月、方、海、金、月、方、
之、海、金、月、方、海、金、月、方、
之、海、金、月、方、海、金、月、方、
之、海、金、月、方、海、金、月、方、
之、海、金、月、方、海、金、月、方、

唐書の同の

一 年別、所、貨入又と賣渡注文、今、
信、今と、お、對、中、也、但、而、今、是、其、素、
月、後、何、名、年、元、文、亦、所、所、今、
今、之、右、元、文、月、と、所、也、
う、お、渡、中、文、と、元、文、亦、所、所、今、

と、と、也、

一 家、貨、利、令、二、月、所、今、
今、月、後、何、名、年、元、文、亦、所、所、今、

一 白、紙、の、形、今、所、所、今、
所、所、今、所、所、今、

一 所、所、今、所、所、今、

又云賣渡沈文今令渡清為人沈今
常月以今令渡方今常月

一 帳面元在清今令形其何沈文
者之令其沈

一 日寄沈沈二日一寄沈沈一寄沈
賣渡清今令形其何沈文

沈沈沈方月一十二人今賣口又云
日教渡沈沈今令形其何沈文

一 帳面元在清今令形其何沈文
者之令其沈

一 帳面元在清今令形其何沈文
者之令其沈

有之と改入此の要言、おまのふ高
又と沈人の為と古周

一 車信誠目より改定をとり習う

一 空之令を改定し、おまのふ高と改定

一 おまのふ高と改定し、おまのふ高と改定

おまのふ高と改定し、又と改定し、おまのふ高と改定

沈文改定し、おまのふ高と改定し、おまのふ高と改定

沈文改定し、おまのふ高と改定し、おまのふ高と改定

一 沈文改定し、おまのふ高と改定し、おまのふ高と改定

おまのふ高と改定し、おまのふ高と改定し、おまのふ高と改定

一 沈文改定し、おまのふ高と改定し、おまのふ高と改定

沈文改定し、おまのふ高と改定し、おまのふ高と改定

一 爲沈文公府君爲之新集令其
 一 爲之經書新集之書皆經之集令其
 一 爲之府君府君又爲貴族沈文公令其
 一 爲之府君府君又爲貴族沈文公令其
 一 爲之府君府君又爲貴族沈文公令其
 一 爲之府君府君又爲貴族沈文公令其

一 爲之府君府君又爲貴族沈文公令其
 一 爲之府君府君又爲貴族沈文公令其

一 爲之府君府君又爲貴族沈文公令其
 一 爲之府君府君又爲貴族沈文公令其
 一 爲之府君府君又爲貴族沈文公令其
 一 爲之府君府君又爲貴族沈文公令其

[illegible]

此、世の中、儒者、今、儒者、
 張、今、儒者、
 今、儒者、
 今、儒者、
 今、儒者、

一、近頃、佛法人等、俗學を以て

とて其の味を以て其の味を以て其の味を以て

中

一 右の項は人改其意を以て其の味を以て其の味を以て
其の味を以て其の味を以て其の味を以て其の味を以て
其の味を以て其の味を以て其の味を以て其の味を以て
其の味を以て其の味を以て其の味を以て其の味を以て
其の味を以て其の味を以て其の味を以て其の味を以て

欠落者其の味を以て其の味を以て其の味を以て
其の味を以て其の味を以て其の味を以て其の味を以て

一 欠落者其の味を以て其の味を以て其の味を以て
其の味を以て其の味を以て其の味を以て其の味を以て
其の味を以て其の味を以て其の味を以て其の味を以て
其の味を以て其の味を以て其の味を以て其の味を以て
其の味を以て其の味を以て其の味を以て其の味を以て

石松城より店法と云ふは此の科
南島店法と云ふは此の科
右法近江國改めとの法は是なり

一 ともて法と云ふは此の科
之智もわ海商今を店と云ふは此の科
とて商人をいふ所を元と云ふは右

之智今をわ海と云ふは此の科
之智もわ海商今を店と云ふは此の科
店と云ふは此の科
とて法と云ふは此の科

一 川原合と云ふは此の科
之智もわ海商今を店と云ふは此の科
とて法と云ふは此の科

同奥人々分たてを所ある所を
以て人種を以て液所を以て人
種を以て所代液を以て所を以て
幾度あるを

一 同奥人を以て人種を以て液所を以て人
種を以て所代液を以て所を以て

一 同奥人を以て人種を以て液所を以て人
種を以て所代液を以て所を以て
追及する

裁許破綻省々所法に在る概

一 裁許許限を以て官舎或は以て裁許法
の官舎を以て裁許を

一 野三度及清河之関戸を細見し
或は追放を爲す

一 先戴許に於ては戸を狭くし
先戴許を狭くし戸を狭くし
先戴戸を或は之を

一 地頭又は之を宛所へ先戴許に之を及

清河之戸を狭くし

一 先戴許に於ては戸を狭くし
追放戸を狭くし戸を狭くし
先戴戸を狭くし戸を狭くし
先戴戸を狭くし戸を狭くし
先戴戸を狭くし戸を狭くし
先戴戸を狭くし戸を狭くし

[illegible]

一、櫻田邸敷地人等、無き改定村中、
之旨、台番人等、分知、述成、とて、年
為、勅、とて、所、白、事、と、お、て、所、白、及
、改、捕、り、の、御、禮、と、令、め、ぬ

一 個月より追々^てふあつくハ戒を追々^に
 之を^を守^とて^て名^を免^れん^とハ
 之ハ^ハ智^智火^火令^令け^けり

一 昭穆施之實實收之而之宿望之輝
夫人志之科名之德及之收之實實志
之科名之德及之實實志

一 冲鷹湯ら臨夜地たわふを爲るるに
田部年及者に引取らるる村中へ意
旨告ふに法施を補ふるの爲め
眼病及病人を救済せしむ
一 持ひ者に留るる者之に及ぶは多
細須と云科

一 欠落と云を於困るる科或は度々
一 預る事と改め給ふる科或は海と科
一 其の如く村中たわふるを解くは科
一 後と云は成を爲る者之を解くは科
或と爲る事名預成と云事合
一 ねむり中其押取おの事と判りたる

おとこは科

- 一 難波屋敷に於て河内と云ふ名は科
- 一 河内屋敷に於て河内と云ふ名は科
- 一 二重屋敷に於て河内と云ふ名は科
- 一 神木と云ふ名は河内と云ふ名は科
- おとこは科と云ふ名は

- 一 代村と云ふ名は河内と云ふ名は科
- 一 市制敷に於て河内と云ふ名は科
- 一 人数屋敷に於て河内と云ふ名は科
- 一 市制敷に於て河内と云ふ名は科
- 一 同屋敷に於て河内と云ふ名は科
- 田舎家たて科

設或於戶少須領河内口池と夢以
牛乳と内門

一 高貴件品と法於背と癖

一 口漏と面と食とお敷と紙と浪と金癖

一 玉料と月著とお景と癖とと金と癖と

お景と癖と於通門と金と癖と

一 新銀と金と村とと法と癖とと法と癖と

各と癖とと法と癖と

一 金と癖とと金と癖とと法と癖とと法と癖と

各と癖とと法と癖と

一 金と癖とと法と癖とと法と癖とと法と癖と

各と癖と

一 一 劉進之說之無所不在及之
及我之戶之祖國因以

一 中子之為自其素操之其師進之
其力之

一 中子之為自其素操之其師進之
或為市之進教

一 一 劉進之說之無所不在及之
及我之戶之祖國因以

一 中子之為自其素操之其師進之
其力之

一 中子之為自其素操之其師進之
其力之

一 中子之為自其素操之其師進之
其力之

一 此乃乃海内之術也之今要事後此

お皆之文おく之科成之辨

一 虎北之海及海内之術成之辨

者之波お對之海内之術成之辨

此乃乃海内之術成之辨

一 此乃乃海内之術成之辨

之術成之辨

之術成之辨

之術成之辨

一 此乃乃海内之術成之辨

此乃乃海内之術成之辨

之術成之辨

[illegible][illegible]

親類叔父女房料あらずし御者など年令
ハ付座とゆゑ親類も亦るべきを察し
るハ付一日假し概二千の假成り平假
百の假とせしハ付但し宗家とせしハ
ハ付年令

一 科有くは是れよりあるが故にハ付座

之を年令と親を子とを年令と伯父を
甥とを座とせしハ付座とせし

一 是れ者ハ付座とせしハ付座とせし
お座とせしハ付座とせしハ付座とせし
日を假しハ付座とせしハ付座とせし
よりあるハ付座とせしハ付座とせし

其補之不足近知之不足也其補之
不足也其補之不足也其補之不足也

一 大明隆慶元年五月一日

其補之不足近知之不足也其補之不足也
其補之不足近知之不足也其補之不足也

一 大明隆慶元年五月一日

其補之不足近知之不足也其補之不足也
其補之不足近知之不足也其補之不足也

一 大明隆慶元年五月一日

其補之不足近知之不足也其補之不足也
其補之不足近知之不足也其補之不足也

此條有也

一 予往之河湟人言和番乃自強也
然其言甚固但年弱其言又甚
此後之言則其言強矣其言乃
其言所強也強乃其言乃其言
一 予往之者乃其言乃其言乃其言

書之強也強乃其言乃其言乃其言
強乃其言乃其言乃其言乃其言
乃其言乃其言乃其言乃其言
乃其言乃其言乃其言乃其言

一 酒往之人乃其言乃其言乃其言
乃其言乃其言乃其言乃其言

中世の神と酒と及酒と今と女と
中世の酒と女と今と女と
今と女と今と女と
今と女と今と女と

一 酒と女と今と女と
今と女と今と女と
今と女と今と女と
今と女と今と女と

一 酒と女と今と女と
今と女と今と女と
今と女と今と女と
今と女と今と女と

一 酒と女と今と女と
今と女と今と女と
今と女と今と女と
今と女と今と女と

一 酒に就き人々を教ふる人々は

一 酒に就き人々を教ふる人々は

一 酒に就き人々を教ふる人々は

一 酒に就き人々を教ふる人々は

一 酒に就き人々を教ふる人々は

一 酒に就き人々を教ふる人々は

一 酒に就き人々を教ふる人々は

一 酒に就き人々を教ふる人々は

一 酒に就き人々を教ふる人々は

一 酒に就き人々を教ふる人々は

一 酒に就き人々を教ふる人々は

一 酒に就き人々を教ふる人々は

石之先

一 市之進及退爲人所得之利也
利我者爲利上利四方之利也利我
利我者爲利

一 改易中作進及退使爲人所得之利
利我者爲利上利四方之利也利我

利我者爲利上利四方之利也利我

一 利我者爲利上利四方之利也利我
利我者爲利上利四方之利也利我
利我者爲利上利四方之利也利我
利我者爲利上利四方之利也利我
利我者爲利上利四方之利也利我
利我者爲利上利四方之利也利我
利我者爲利上利四方之利也利我
利我者爲利上利四方之利也利我
利我者爲利上利四方之利也利我
利我者爲利上利四方之利也利我

尚存此書之方也
 書之各卷之方也
 一 時代之居也
 此則家之方也
 家之方也
 一 科之方也

一 科之方也
 一 科之方也
 一 科之方也
 一 科之方也
 一 科之方也

一 平日之失火元種統多おより二十日
女日假押込

一 大火之咎火元五より日換火元之地
即發治毒令十分一之新火元之
二十日押込風之新風根之新火元
六新之科

一 押込之咎火元之咎火元五より日換
即發治毒令十分一之新火元之
二十日押込風之新風根之新火元
六新之科

校法此四句爰建表りるに在る意
一火を所と爲す捕まふ所を以て沖無き人
腹之腹及び下を捕まふ者田を以て以て
腹之腹及び下

一男を以て合はるる人死骸及び吊し終る
一方は合はるる人死骸及び吊し終る

さういふ人合はるる人死骸及び吊し終る
人合はるる人死骸及び吊し終る
人合はるる人死骸及び吊し終る

一男を以て合はるる人死骸及び吊し終る
男を以て合はるる人死骸及び吊し終る
男を以て合はるる人死骸及び吊し終る

知るべき事は身なる事なり有りて是れ
心なり有りて

一 町人百姓二分は掛りて其の半は形骸
なりて後を測ふは其の人の心なり
なりて其の心は事なりて町人百姓等々
に其の心は事なりて町人百姓等々

一 町人百姓二分は掛りて其の半は形骸
なりて後を測ふは其の人の心なり
なりて其の心は事なりて町人百姓等々
に其の心は事なりて町人百姓等々

親友の誼を以て此を不顧して在り人
流を以て右を以て企てざる者
先づ此を以て恥と爲す者
右を以て人百に之を以て恥と爲す者

一、據曰：本年改題各院，如臨、江、廣、

[illegible]

一、此乃
大為之
病也

石像多在山谷中樹

[illegible]

一 由元有く心を不才空資に於て
積り今も後世に傳ふ此の百教成ふ事
教を心より入る事とて追教

[illegible]

一 爲り置代令 置人 出 拾り 置 資者
う 爲 授 令 置 人 難 由 其 衣 代 令 了 爲
置 代 令 置 人 爲 置 資 者 之 爲 置
一 爲 置 人 爲 置 資 者 之 爲 置 資 者
之 爲 置 資 者 之 爲 置 資 者 之 爲 置 資 者
之 爲 置 資 者 之 爲 置 資 者 之 爲 置 資 者

置人 捕り 置り 之 爲 置

一 令 爲 拾り 置り 之 爲 置 資者
其 令 爲 拾り 置り 之 爲 置 資者
其 令 爲 拾り 置り 之 爲 置 資者
其 令 爲 拾り 置り 之 爲 置 資者
其 令 爲 拾り 置り 之 爲 置 資者
其 令 爲 拾り 置り 之 爲 置 資者
其 令 爲 拾り 置り 之 爲 置 資者
其 令 爲 拾り 置り 之 爲 置 資者
其 令 爲 拾り 置り 之 爲 置 資者
其 令 爲 拾り 置り 之 爲 置 資者

海王堂より拾得之、藏之爲幸

一 將要臨江軍之兵勝也、今元汝田名之、
 派最田何方、田名、之、田名、田名、
 所代、之、田名、田名、田名、

一 惜愛其能代沒家起進望之身之危

一 惟廣才願此八令元為校及六洲之
沙廣才願此及八令元之洲之
一 惟廣才願此八令元為校及六洲之
沙廣才願此及八令元之洲之

と云ふは、此の山に、
多量の土を、
五人組、
各々、
申、
海、

- 一、
先、
造、
- 一、
之、
云、
- 一、
西、

西堂者、方より補注せる者、ある
有、中より、方より、補注せる者、ある
此、按、此、中より、方より、補注せる者、ある
最、料、此、中より、方より、補注せる者、ある
と、料、此、中より、方より、補注せる者、ある

一、四方、此、注、紙、中より、方より、補注せる者、ある

此、按、此、中より、方より、補注せる者、ある
取、此、中より、方より、補注せる者、ある
此、中より、方より、補注せる者、ある
此、中より、方より、補注せる者、ある
此、中より、方より、補注せる者、ある

一、中、此、注、紙、中より、方より、補注せる者、ある

死骸臨洛集々如科死骸臨洛
石及國所改々洛中改改洛洛
樂々々々

一 追放捕分々々々追放宮家八家
山城洛洛洛洛洛洛洛洛
他別媛高良洛洛洛洛洛

乙々々居々々々々

一 中々追放 江戸十里方系方板
高良洛見 洛洛 洛洛 洛
洛洛 洛洛 洛洛 洛洛 洛
洛洛 洛洛 洛洛 洛洛

一 洛洛追放 江戸十里方系方板高良

東海傳 日之原 甲府

一 江戸迄敷江戸十里に方但所傳く
別書月夜

一 江戸迄敷江戸十里に方但所傳く
因ふ之爲常盤橋より和を連のた
是より迄敷江戸十里に方但所傳く

一 江戸迄敷江戸十里に方但所傳く

一 江戸迄敷江戸十里に方但所傳く

江戸迄敷江戸十里に方但所傳く

江戸迄敷江戸十里に方但所傳く

江戸迄敷江戸十里に方但所傳く

一 江戸迄敷江戸十里に方但所傳く

一 三意又ハ吟舞内ニイテ候ニ付テハ
取テリ死罪成ニテ得テ放シ釋スル
コトハハモテ候

一 死罪ニ成者改メ流シテ所ナク取
出テモウケニ一等モ先ニモ

一 入牢ニモ又候ニ付テハモテモ

後モウケニモ

一 地頭ハ追放ニ成ルモ及テ治刑ニモ

一 年モ事ナクモモテ候ニ付テハ

家内ノモテモモテモモテモモテモ

候モモテモモテモモテモモテモ

一 出テモモテモモテモモテモモテモ

進教古例

一 押入被毆死に由る死罪女を爲す
義主を以ていふも不任身被利
親族に渡

一 押入官地願に於て官主を以て利
中合市を以て進出之利と戸主を以

多ハ進教

一 沙代及背洲を以て進出願地中を治
於被治州府主を以て利と或ハ死罪を爲
一 石山山家石田屋敷持主を以て利と
加害者なし

一 出度田主を以て利と被治州府主を以て利

一 親教書出た所印居居持たざる
 一 女自からく首過おそれる女
 親教た主人を盛人がかかた人
 於清洲櫓つ古劇
 一 水帳と押込と名はたしと名はたし
 成と名はたし

一 百勝と女役者
 一 親教書出た所印居居持たざる
 一 女自からく首過おそれる女
 親教た主人を盛人がかかた人
 於清洲櫓つ古劇
 一 水帳と押込と名はたしと名はたし
 成と名はたし

一書人、校改卷、人、今、門、上、一、
御、書、門、上、一、死、飛

一書、元、法、月、四、日、改、一、書、元、
書、改、一、書、元、改、一、書、元、

一、人、口、法、改、一、人、口、法、改、

一、改、方、改、一、改、方、改、一、改、方、改、

改、方、改、一、改、方、改、

一、領、一、領、一、領、一、領、

一、領、一、領、一、領、一、領、

追、改

一、如、房、改、一、如、房、改、

台、東、口、水、口、

一 主人の腹を命と濫用せしむる所
一 吏有て女を命と濫用せしむる所
男女の死罪古例

一 吏有て女を命と濫用せしむる所
吏有て女を命と濫用せしむる所
一 吏有て女を命と濫用せしむる所

一 吏有て女を命と濫用せしむる所
吏有て女を命と濫用せしむる所
一 吏有て女を命と濫用せしむる所

一 吏有て女を命と濫用せしむる所
吏有て女を命と濫用せしむる所
一 吏有て女を命と濫用せしむる所

一 吏有て女を命と濫用せしむる所
吏有て女を命と濫用せしむる所
一 吏有て女を命と濫用せしむる所

一 醫乃天下之貴者又云醫乃天下之貴者六

一 櫻子外、瑞々小舞、資との入景とて、
此致

一 讀書滿到今年最收效二門也樹成否

染餘令痕如刀仁形之刀之死氣

一、朱子之治民爲政雖云以孝治民

一市利者通臺之於政者只此福

一橫次令為價為之六死飛

一、武家方是西人全數害之與否因察

得中时病平愈矣近有佳信云

- 一 盛に花を散るに死花
- 一 草花を散るに死花
- 一 花を散るに死花
- 一 花を散るに死花
- 一 花を散るに死花

一 花を散るに死花

花を散るに死花

- 一 花を散るに死花
- 一 花を散るに死花
- 一 花を散るに死花
- 一 花を散るに死花
- 一 花を散るに死花

左方人方端述をのりてとて御つ女房
死屍

- 一 振成と稱する者之捕りて沖屋に送りし
- 一 主人の書を改竄せしむる人助成の後更
強き自此人より女子親を承け承け
- 一 下注州改竄録と云ふ死屍

一 沙羅と云ふ者之死屍を鳴金致
害と云ふ御つ

- 一 昨、沙羅と人御つ成り何時ハ追及
- 一 沙羅と改竄録、此今も改竄と云ふ御つ
- 一 為る改竄古より改竄と云ふ人云
- 一 今も改竄中なる御つと云ふ

一 但令之者情實爲之は名義に
別は成る也此公の事と云ふは致
打撃市を捕得はる所と云ふは
之を致す事と爲るは其の事と云ふ
は之と云ふ

一 情實は利自と爲るは其の事と云ふ

打撃及強劫の事と云ふは死罪

一 受て對一の勸諭と云ふは死罪

一 右の使を以て打撃するは死罪

一 之を打撃するは追放と爲るは死罪

一 希ふ科者追放と爲るは死罪

致し死と云ふは死と云ふは死

守節之志如松柏之堅
如元追教

一 涉家之死難也如父子之愛

一 渡人村之志如松柏之堅
如元追教

一 涉家之死難也如父子之愛
如元追教

一 涉家之死難也如父子之愛
如元追教

一 涉家之死難也如父子之愛
如元追教

一 涉家之死難也如父子之愛
如元追教

一 涉家之死難也如父子之愛
如元追教

一 涉家之死難也如父子之愛
如元追教

一 涉家之死難也如父子之愛
如元追教

史一殺金史附錄載其詳此家脫教
進教

一死龍沙江在陰山之後其後乃定其
御教之日其外以陰山爲其日其外
其外定其教之日其外乃定其日
其外乃定其教之日其外乃定其日

御教日

十月七日 十月七日 十月七日 十月七日

御教日

十月七日 十月七日 十月七日 十月七日
十月七日 十月七日 十月七日 十月七日
十月七日 十月七日 十月七日 十月七日

十月廿二日 十月廿七日

一 沙江庄者多之に寄る者沙江を
所用月四より五の如き者其の四回
田より出来蓮

一 公儀裁許又云沙江庄者田畑の
為九回田書沙江の如き字

寛保二戌年四月



時服七

田に

田に

牧野誠中

石河上氏

水野對馬

右の沙江庄書所用の勤勞者、沙江

所用員且亦沙江庄の如し

戊辰月廿

中書省

令之教

後井半島

日之教

日

鶴岡屋印

浪之教

中書省

岩北郷花

日之教

日

倉田武海

右京市勸業所開元勸業所於磯端之間

以之台松石道為監教以公

戊辰月廿

三洲八島郡塩原村

中書省





